

「萩原議員」

再質問いたします。江光ビル解体後ですね、今まで活用方法というのは、駐車場だったり、花壇、あとクリスマスのイルミネーション。あと軽トラ市。ラジオ体操等でございます。先ほど特別委員会の委員会報告の中で、中央商店街の振興策の重点課題としての地域の高齢者、子ども達が集う法華寺通り商店街と連携した賑わいの場となり得る空間というような報告もあります。また、コロナの影響により、経済状況や新生活様式を考えますと、商工会の調査報告書の中で5つのパターンがありましたけども、その中で、イベント広場や厨房付きの交流ホール、待合ギャラリー、トイレや駐車場という内容のイベント施設が、整備費やランニングコストも抑えられて、私はその方向で良いのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

(議長)

副町長。

「副町長」

町長も答弁したとおり、商工会さんから頂いている、5つと言いましたけども、あのパターンから外れるということは、ないだろうなど。それで今回初めて、特別委員会の報告もあったように、あとは町の決断ということが盛られてございます。今回、町長からも年度内にこれこれこういったものをお示ししつつ、あそこの跡地活用を協議して、いわば、要は予算化が、当初予算になるのか、来年度の途中になるのか、それは別として、年度内に町の考え方を示して、議会と協議をさせて頂く。以上でございます。

(議長)

いいですか。

はい、以上で、萩原議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小林議員の発言を許可致します。

「小林議員」

議長。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

早速、質問に入らせて頂きます。宜しくお願い致します。

まず一つ目です。認知症対策について、質問させて頂きます。2016年のJR認知症事件以降、認知症を患う方への対応が、行政課題としても大きくなっています。高齢者介護問題において、誰も取り残さないSDGSの理念のもと、また、認知症施策推進大綱、新オレンジプランなど、整合性を持った、この共生と予防、この2つが基本的な考えだと思います。今回は、共生の部分にスポットライトを当てて質問します。

今後、どのように取り組んで行くのか、住み慣れた地域で安心して、老後が過ごせるのか、高齢者の皆さまにとっても大きな関心事であります。認知症の場合、多くが徘徊などから、行方不明、24時間の介護の対応、これは家族では非常に困難で事実上不可能と言えます。報道などからも、行方不明、無意識のうちに発生させる器物損壊、認知症が原因と見られる交通事故などが明らかになっています。全国の事例では、徘徊高齢者の見守り事業がおこなわれたり、これらの事故に対する損害を保障する認知症損害賠償保険制度を導入する自治体も出て来ております。当町として、この認知症対策についてどのようなビジョンを持っておられるか、以下、質問致します。

1つ目です。介護保険、要介護認定者のうち、認知症あるは認知症の疑いのある方は、何名程おられますか。

2つ目に、過去5年程度、町内で認知症によると思われる、事故、事件、トラブルの発生件数を把握されているとしたら、何件程ありますか。

3番目です。江差町では、認知症サポーター養成や、見守り支え合いネットワークに取り組んでおりますが、徘徊対策として、どのように取り組みを行っているのでしょうか。

4つ目に、現在、高齢者認知症賠償保険に加入している自治体数、把握しておられますでしょうか。

5つ目。今年、8月1日、愛知県東浦町が認知症高齢者等賠償事故補償制度をスタートさせました。当町も東浦町に類する保険制度を検討すべきと考えますが、如何でしょうか。お願い致します。

(議長)

町長。

「町長」

小林議員からの当町における認知症対策の現状と今後のビジョンに関する、5点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず1点目の、介護保険要介護認定者のうち、認知症あるいは、認知症の疑いのある方の人数でございます。8月末現在、主治医意見書診断名の欄に認知症との記載があるのは、251人。認知症の診断名は無いが、心身の状態に関する意見欄に、認知症の症状や行動

が見られる記載があるのは、20人となっております。しかし、この方々全てに徘徊行動が認められてたものでは無く、認知症には様々な症状があることをご理解頂きたいと思えます。

2点目の過去5年間における、認知症が起因する事故、事件の発生事例はございませんが、専門職だけでなく、近隣住民や警察、消防が参加して開催された個別地域ケア会議の中には、認知症が関係し、対応した相談事例は16件あると伺っております。

3点目の徘徊対策につきましては、認知症という症状や、当事者及び当事者家族への理解を地域に普及定着させて行くために、認知症サポーター養成講座を開催し、延べ734人に受講して頂いております。見守りに関しては、江差町見守り支え合いネットワークチームえさしには、町内96の関係機関、事業者などが登録し、高齢者に関する異変を感じた時には、地域包括支援センターに情報を集めて頂く流れが出来上がっております。また、搜索を協力要請する場合は、ファックスを一斉送信する仕組みになっており、その送信テストを兼ねて、毎回認知症カフェの開催案内を一斉送信しており、その都度、認知症の理解を深めて頂く情報発信にも取り組んでいるところでございます。

4点目、5点目の高齢者認知症賠償保険に関するご質問について、ご答弁を申し上げます。令和元年12月末の情報では、全国39の市町村でしたが、今年、8月に愛知県東浦町でも、導入されたことにより、40の市町村に増えたというふうに聞いております。自治体の賠償保険制度導入につきましては、非常に興味深い先進的な事例だと認識しておりますが、江差町と致しましては、認知症が要因となるような困りごとが生じた場合には、地域包括支援センターが医療介護など、適切なサービスに結び付けております。また、事例の内容に応じて、個別地域ケア会議の開催や、認知症初期集中支援チームによる早期対応、早期支援を機能させております。従って、今後もより一層、関係機関と連携し、認知症理解と普及に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

はい、再質問させていただきます。新オレンジプラン、拝見しました。7つの方針、柱と申しますか、基本的な考えとして、その1、2くらいは江差町も取り組んでいるなあという感じはしています。次のステップに、やはり、進んで行かなければ行けないんじゃないかなあという、思いです。まず、共生暮らしやすいまちづくり、ハード面、ソフト面どちらでも構いません。何かお考えがありましたら、お知らせ下さい。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

新オレンジプランにある、7つの柱を基本にしながら、今後の認知症対策についてという、ご質問かと思えます。基本につきましては、私達、包括支援センターとしましては、認知症対策というのは、一番は、理解だと思えます。やはり、認知症になることを防ぎたいというのがありますし、認知症の家族がいた場合、隠したいとかという、そういう非常に理解を必要とされる分野だと思っておりますので、認知症対策につきましては、これからも認知症になっても変わらない暮らしが出来る、認知症に優しいまちづくりが浸透出来るように、色んな機会、特に今は、認知症カフェというのを、毎月のように開催しております。こういうところに参加して頂き、認知症家族に方、本人であったり、関係者の人達にも、もっともっと理解をして頂けるように、これからも周知しながら、皆さんと手を取り合いながらやって行きたいと思えますので、ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

2問目。

小林議員。

「小林議員」

はい。議長。

分かりました。次のステップに向けて、是非、色々と、皆さんと考えてより良いまちづくりにして行きたいと思えます。

2番目です。今後を見据えた季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策についてであります。季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策本部が、8月28日に感染防止と経済活動との両立を目指すための7本の柱をもとに、新たな政策パッケージを固め、また、9月4日には、季節性インフルエンザの流行と新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えて、発熱患者は、最初に掛かり付け医など、身近な医療機関に電話で相談出来る体制を10月末迄に整備するよう、都道府県に通知されています。以上を念頭に質問をさせていただきます。

1つ目。同時流行となれば、医療機関に中々電話が繋がらないとか、速やかな医療提供に支障をきたすなどの想定が最悪の場合されます。町は、保健所や医療機関と連携を取り

ながら、相談体制を構築して行く必要があると思いますが、現段階での見通しを伺います。

2つ目です。情報が刻々と変わっていますが、もし、世帯主が検査、隔離、入院した場合、同居の家族、保育園児や、児童等、高齢者などの生活がどうなるか等のシミュレーションなど、対策マニュアルまたは、ハンドポケットブック、そういった物での、各課合同で情報共有がされているのか、また、該当する症状が出た方に、不安を与えないよう、これらのシミュレーションやマニュアルにもとずき、正しい情報のアナウンスを町民に積極的にすべきと考えますが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

小林議員のご質問にお答え致します。10月以降の発熱温などの症状がある方の相談体制についてのご質問でございます。9月4日の国の対策本部からの事務連絡、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についてが、都道府県に通知されており、インフルエンザ流行時期においては、発熱患者が増加することが想定されるため、発熱に関する相談等は、現在の相談窓口になっている、帰国者、接触者、相談センターを介さずに掛かり付け医など、地域の身近な医療機関等での、電話相談を行い、検査、診療が出来る医療機関に繋げる体制を構築するという内容でございます。江差保健所におきましては、管内医療機関に対して、新たな相談体制構築についての情報提供や、地域状況に合った相談体制等についての協議、働き掛けを行っていることを確認しております。

繰り返しになりますが、新たな相談体制につきましては、まずは、掛かり付け医、相談先に迷った場合は、受診相談センターに電話相談をして頂くこととなりますが、議員がご心配されるように、発熱患者が増加すれば、医療機関に電話がかかりにくい状況になることも想定されます。町と致しましては、必要に応じて、発熱、相談機能の一部を担うことも考えられますので、江差保健所主催で定期的で開催されている、江差保健所と管内保健担当課長会議等を通じ、江差保健所と情報共有、連携を図り、取り進めて参りたいと考えております。

小林議員の2点目、新型コロナウイルス感染症の正しい情報の周知についてのご質問でございます。幸いにも、現在まで、江差町において、新型コロナウイルス感染者は確認されておきませんが、いつ感染者が確認されてもおかしくない状況であるという危機感をもっております。町と致しましては、緊急事態宣言が解除され、新型インフルエンザ特措法にもとづいた、対策本部が解散後も、任意の対策本部を必要時開催し、役場内での情報共有に努めておりますし、学校や保育園等は、文部科学省や厚生労働省からのガイドラインや、マニュアルに沿って、感染予防に努めているところでございます。また、感染者が、確認された場合でございますが、感染者の濃厚接触者への検査や受診、入院調整につつま

しては、江差保健所が対応を行います。家族構成、職業、症状等によって、変わって参りますし、診療につきましては、医師、判断になりますので、感染者によって、対応はケースバイケースとなりますので、個々のシミュレーションを行うことは、非常に難しい課題であると考えております。町と致しましては、感染者や濃厚接触者の状況に応じ、江差保健所の指導、助言を頂きながら、対応して参りたいと考えております。

議員ご指摘の情報提供につきましては、随時、広報やホームページ、SNS等で、周知して参りましたし、依頼があった老人クラブの集まり等で、情報提供をして参りました。次々と新しい情報が入ってくるため、タイムリーな提供になっていないこともあるかと思いますが、出来る限り、早く、正しい情報を町民に周知出来るよう、努めて参りますし、1問目のご質問の内容である、新しい相談体制につきましては、道の体制が整備され次第、速やかに町民に周知したいと考えております。併せて、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報等の提供に関しましては、広報やチラシによる全戸配布が基本となりますが、緊急性の必要があると判断された場合には、これまでも数回実施しておりますが、町広報発行とは別に、町対策本部独自のチラシ、全戸配布も考えて参りますので、ご理解願いたいと思います。

「小林議員」

以上です。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい。小林議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可致します。

小梅議員。

「小梅議員」

はい。

それでは、日常生活の中で身近に感じている問題、3問を質問させていただきます。

まず、1問目です。健康寿命と生きがいづくりについてでございます。人生100年時